

DAN JAPAN会員の皆さまへ

「ダイバープラス保険」および 「業務中プラン」のご案内

《団体総合生活補償保険（標準型）》

保険期間：2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時（1年間）

スキューバダイビングに限らず日常生活における事故を補償する「ダイバープラス保険」とDANレジャーダイビング保険で対象外となっている業務中の事故を補償する「業務中プラン」のご案内です。DAN JAPAN会員さまのみが加入可能な保険です。この機会に是非ご加入をご検討ください。

業務中プランについて、保険料を改定いたしました。（ダイバープラスに変更はありません）補償内容に変更はございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ご加入対象者：DAN JAPAN会員（スポンサー会員を除く）の皆さま
- 加入締切日：2026年2月27日（金）まで
※2026年4月1日からの補償開始をご希望の場合、加入締切日までに「加入申込票」および「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」の到着、保険料払込（着金）が必要となります。
※締切日以降は、毎月1日からのご加入を受付いたします。（毎月の締切日は「中途加入保険料一覧表」の締切日をご確認ください。）
- 加入方法：「加入申込票」および「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」にご記入・ご署名のうえ、有限会社 ジェートップあてにご郵送いただき、保険料を以下口座までお振込みください。（一時払）

りそな銀行 横浜支店 普通 1875628
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

- ※1. 振込手数料はご加入者様にてご負担願います。
- ※2. 「業務中プラン」にお振込みの際は名前の前に必ず“OP”をご入力ください。

お問い合わせは

- 代理店・扱者 有限会社 ジェートップ 担当：浜田
〒156-0045 東京都世田谷区桜上水1-8-9-2階
TEL：03-6751-0369
- 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課 担当：大坂
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL：03-6877-5205

目次

◆ダイバープラス保険	
・加入セット一覧	・・・1～2ページ
・保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額	・・・3～4ページ
・保険金をお支払いしない主な場合	・・・5～6ページ
◆業務中プラン	
・加入セット一覧	・・・7ページ
・保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額	・・・8～9ページ
・保険金をお支払いしない主な場合	・・・10～11ページ
◆用語のご説明	・・・12ページ
◆ご加入条件	・・・13ページ
◆ご注意事項	・・・14～16ページ
◆重要事項のご説明	・・・17～19ページ
◆ダイバープラス保険 中途加入保険料一覧表	・・・20ページ
◆業務中プラン 中途加入保険料一覧表	・・・21ページ

ダイバープラス保険 《団体総合生活補償保険(標準型)》 <基本セット> 加入セット一覧

2009年度に発足した、DAN JAPAN会員さまとご家族さまのみが加入可能な保険です。スキューバダイビングにおけるさまざまなシーンはもちろん、日常生活においても安心を得られる内容となっております。

●職種級別Aの場合 国内外補償

補償内容		セット名	AAセット	ABセット	ACセット
保険料(年払)			7,520円	5,060円	2,740円
保険金額	傷害 死亡・後遺障害 ^(注1)		443万円	297万円	164万円
	携行品損害 ^(注2)		40万円 (自己負担30,000円)	25万円 (自己負担30,000円)	15万円 (自己負担30,000円)
	キャンセル費用 ^(注3)		20万円	20万円	10万円

●職種級別Bの場合 国内外補償

補償内容		セット名	BAセット	BBセット	BCセット
保険料(年払)			10,580円	7,110円	3,880円
保険金額	傷害 死亡・後遺障害 ^(注1)		443万円	297万円	164万円
	携行品損害 ^(注2)		40万円 (自己負担30,000円)	25万円 (自己負担30,000円)	15万円 (自己負担30,000円)
	キャンセル費用 ^(注3)		20万円	20万円	10万円

※上記のうち、いずれか1つのプラン1人1口を加入限度とします。

- 携行品損害・キャンセル費用のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 職種級別につきましては「職種級別A・Bの取扱い」をご参照ください。ご不明な場合は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注1) 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注2) 携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

(注3) 1回の事故につき、1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額が自己負担となります。

<携行品損害保険金> 国内外補償

○事故例

- ・外出先でビデオカメラを落として壊してしまった。
- ・外出先でバッグをひったくられた。

ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。



<キャンセル費用保険金> 国内外補償

○事故例

配偶者または1親等内の親族の死亡・入院により発生した旅程のキャンセル費用



中途加入保険料につきましては
20ページをご参照ください。

ダイバープラス保険《団体総合生活補償保険（標準型）》〈オプションセット〉

★おすすめ★「基本セット」にプラスして是非「オプションセット」にご加入ください。

- 「オプションセット」のみのご加入はできません。
- オプションセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

日常生活での賠償責任



買い物中過って商品を壊した

＜日常生活賠償保険金＞

国内外補償
(一部を除く)

※ただし、示談交渉は日本国内で発生した事故のみ対象です。

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合などに保険金をお支払いします。※賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。（詳細は「ご注意事項」をご覧ください。）

セット名	Pセット
保険金額	1億円
保険料（年払）	1,620円

(注) 被保険者の範囲は、本人(*1)、配偶者(*2)、同居の親族および別居の未婚(*3)の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

- (*1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2) 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (*3) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

他人からの借り物に関する賠償責任



友人から借りたカメラを壊してしまった

＜受託物賠償責任保険金＞

国内外補償

※ただし、日本国内での受託物に限ります。

受託物の損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対してご負担された法律上の損害賠償責任の額を補償します。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」については、補償の対象にはなりません。

セット名	Qセット
保険金額（自己負担 5,000円）	20万円
保険料（年払）	310円

(注1) 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。

(注2) 被保険者の範囲は、本人(*1)、配偶者(*2)、同居の親族および別居の未婚(*3)の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

- (*1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2) 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (*3) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■ ご加入例 ■

AAセット（職種級別A）+Pセット+Qセット にご加入の場合

（年払保険料：7,520円+1,620円+310円=9,450円）

	補償内容	事故例	保険金額
基本セット	傷害 死亡・後遺障害	ケガによる死亡または後遺障害が発生した	443万円
	携行品損害	外出先での携行品の破損・盗難	40万円（自己負担額 30,000円）
	キャンセル費用	配偶者または1親等内の親族の死亡・入院により発生した旅程のキャンセル費用	20万円※ ※自己負担額1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額
オプションセット	日常生活賠償	過って他人にケガを負わせてしまった	1億円
	受託物賠償責任	レンタル品を破損させてしまった	20万円（自己負担額 5,000円）

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額（ダイバープラス保険）

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

<ダイバープラス保険>【基本セット】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 [傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合 [傷害死亡・後遺障害保険金額]×[約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 ^{(*)1} に損害が発生した場合 (*1) 「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^{(*)2} をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額（被害物の修理費または時価額 [※] のいずれか低い方が限度となります。） - [免責金額 [※] （1回の事故につき30,000円）] (注1) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注3) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額（被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額 [※] の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。）、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
キャンセル費用保険金 ★キャンセル費用補償特約	被保険者、被保険者の配偶者 [※] または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ [※] または病気 [※] による入院 [※] によって、被保険者が特定のサービス ^(*) を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用 [※] を負担された場合 (*) 「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア~カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内（ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。）、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。 ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行	被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用 [※] の額 - [免責金額 [※] （1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額）] (注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

<ダイバープラス保険>【オプションセット】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約</p>	<p>① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア、本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p> <p>(※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより 代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*](0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p>受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任 補償特約</p>	<p>保険期間中に受託物^(※1)の損壊^(※2)・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p> <p>(※1) 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※2) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(※) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*](1回の事故につき5,000円)</p> <p>(注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※) 被害受託物の時価額が限度となります。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
<p>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)</p>	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱[*]、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>

保険金をお支払いしない主な場合（ダイバープラス保険）

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

<ダイバープラス保険>【基本セット】

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型） 特約</p> <p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型） 特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>キャンセル費用保険金 ★キャンセル費用補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ●予約日・提供日が確認できない場合 ●サービスが職務遂行に関係するものである場合 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為または麻薬等の使用による損害 ●被保険者の自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●妊娠、出産、早産または流産による入院* ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●原因がいかなるときでも、被保険者が頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注）被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ*または病気*が保険期間の開始時より前または保険料領収前に発生していたためキャンセル費用*を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病*の認定は、医師*の診断によります。</p>

<ダイバープラス保険>【オプションセット】

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含まません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

業務中プラン《団体総合生活補償保険（標準型）》 加入セット一覧

現在、会員の皆さまに付保されているDANレジャーダイビング保険では、業務中のケガは補償の対象外です。そのため、当協会では業務中のケガをカバーするために、DAN JAPAN会員向けの傷害保険をご用意いたしました。日本国内・国外を問わず、被保険者の方が急激かつ偶然な外来の事故により、業務中に身体に被った障害があった場合、以下の保険金をお支払いします。

業務中プランについて、保険料を改定いたしました。（ダイバープラスに変更はありません）
補償内容に変更はございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 保険料と保険金額 ※就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット

保険金の種類	保険金額	Aセット	Bセット	Cセット	Dセット
傷害死亡保険金	傷害死亡・後遺障害 保険金額	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
傷害後遺障害保険金 ^(注1)					
傷害入院保険金	傷害入院保険金日額	10,000円	7,500円	5,000円	4,000円
傷害手術保険金 ^(注2)					
傷害通院保険金	傷害通院保険金日額	5,000円	5,000円	3,000円	2,000円
救援者費用等保険金額		400万円	300万円	200万円	200万円
保険料（年払）		16,030円	15,130円	8,730円	6,980円

※上記のうち、いずれか1つのプラン1人1口を加入限度とします。

(注1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

- 上記は職種級別A（ダイビングインストラクター等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約がセットされているため以下に該当する方はご加入いただけません。
 - ・無職の方
 - ・住居と職場を同じくする個人事業主等の方
 - ・就業中と否との区別が明確ではない役員や個人事業主等の方

中途加入保険料につきましては
21ページをご参照ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額（業務中プラン）

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

<業務中プラン>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害 死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 [傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合 [傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害 入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) [傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院 [※] に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害 手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] の治療 [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [※] を受けられた場合 ① 入院 [※] 中に受けた手術 [※] の場合 [傷害入院保険金日額] × [10] ② ①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [5] (注) 1事故に基づくケガ [※] について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ [※] について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害 通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位 [※] を固定するためにギプス等 [※] を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 [※] の指示による固定 ^(*) であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。 [傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院 [※] に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
救護者費用等 保険金 ★救護者費用等 補償特約	救護対象者 [※] が次の①~③のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(*) が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救護対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被ったケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院 [※] された場合 (*) 「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族 [※] をいいます。 [救護者費用等の額] <救護者費用等> 被保険者が負担された次のア~オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救護対象者 [※] の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救護者 [※] の現地 ^{(*)1} までの1往復分の交通費(救護者2名分まで) ^{(*)2} ウ. 救護者の現地 ^{(*)1} および現地 ^{(*)1} までの行程での宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで) ^{(*)2} エ. 死亡されたまたは治療 [※] を継続中の救護対象者を現地 ^{(*)1} から移送する費用 オ. 諸雑費(救護者の渡航手続費および救護対象者または救護者が現地 ^{(*)1} において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救護者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*1) 事故発生地または救護対象者の収容地をいいます。 (*2) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救護対象者の生死が判明した後または救護対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救護者にかかる費用は含みません。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約（業務中プラン A・B・C・Dセット）	<p>次に掲げるケガ[*]に限り、傷害保険金をお支払いします。</p> <p>① ②以外の場合 被保険者が職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ</p> <p>② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ</p> <p>ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（被保険者の休暇中を除きます。） ・ 企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ・ 取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 <p>イ. 被保険者に対し労災保険法等^(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中</p> <p>(*) 日本国の労働災害補償法令をいいます。</p>

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合（業務中プラン）

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

＜業務中プラン＞

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 死亡保険金 ★ 傷害補償 (標準型) 特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害後遺 障害保険金 ★ 傷害補償 (標準型) 特約	
傷害 入院保険金 ★ 傷害補償 (標準型) 特約	
傷害 手術保険金 ★ 傷害補償 (標準型) 特約	
傷害 通院保険金 ★ 傷害補償 (標準型) 特約	
救援者費用等 保険金 ★ 救援者費用等 補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気*または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 <p style="text-align: right;">など</p>

補償対象外となる運動等	
<p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2) 操縦^(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p>	<p style="text-align: right;">その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
補償対象外となる主な「携行品」	
<p>船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p>	<p style="text-align: right;">など</p>
補償対象外となる主な「受託物」	
<p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物</p>	<p style="text-align: right;">など</p>

＜※印の用語のご説明＞五十音順

あ行：

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救援者費用等補償特約	救援対象者※以外の医師

- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りません。なお、電話診療は含みません。

か行：

- 「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りません。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
- 「キャンセル費用」とは、サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者※もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- 「救援者」とは、救援対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族※（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「誤嚥（ごえん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

さ行：

- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為（*2）
- （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - 長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。
 - 肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行：

- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

な行：

- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

は行：

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

ま行：

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入条件

- お申込人となれる方：一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会（DAN JAPAN）の会員（スポンサー会員を除く）に限ります。
- 被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方：
ダイバープラス保険：一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会（DAN JAPAN）の会員（スポンサー会員を除く）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
業務中プラン：一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会（DAN JAPAN）の会員（スポンサー会員を除く）ご本人に限ります。
(*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

職種級別A・Bの取扱い

職種級別A			
職種コード	職種・職務	職種コード	職種・職務
01	技術者(技師、監督を含みます。)	65	その他の機械組立・修理作業者
02	教員	66	製糸・紡織作業者
03	保健医療従事者	67	裁断・縫製作業者
04	芸術者、芸能家	69	パルプ・紙・紙製品製造作業者
05	職業スポーツ家 ^{*1}	70	印刷・製本作業者
06	その他の専門的職業従事者 ^{*1}	71	ゴム・プラスチック製品製造作業者
11	事務従事者	72	革・革製品製造作業者
21	販売従事者	73	窯業・土石製品製造作業者
52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者)	74	飲食料品製造作業者
53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)	75	化学製品製造作業者
54	その他の運輸従事者 ^{*2}	77	定置機関・機械および建設機械運転作業者
55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。) ^{*2}	78	電気作業者
61	金属製造加工作業者	79	その他の技能工・生産工程作業者
62	電気機械器具組立・修理作業者	81	保安職業従事者
63	輸送機械組立・修理作業者	86	サービス職業従事者
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	91	有職者以外(主婦・学生等)
職種級別B			
職種コード	職種・職務	職種コード	職種・職務
31	農林業作業者	51	自動車運転者(助手を含みます。)
36	漁業作業者	68	木・竹・草・つる製品製造作業者
41	採鉱・採石作業者	76	建設作業者

※1 下記特別危険な職業または危険を有する職業の方は対象外となります。代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

※2 自動車(二輪自動車(オートバイ)を除きます。)を用いて配達・宅配作業に従事する場合または郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種級別Bの職種コード51・自動車運転者となります。

★特別危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

▼ご注意事項（必ずお読みください）▼

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会が保険契約者となる団体契約（明細付等契約）です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻に陥った場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険契約者である一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約（明細付等契約）をご案内しています。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡（連絡先は表紙または裏表紙参照）
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本等）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本等）
 - ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
（*）法律上の配偶者に限ります。
- 保険金支払いの履行期
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス>
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
<示談交渉を行うことができない主な場合>
次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。
なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）

提携機関をご紹介します。また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご案内した保険商品がお客さまのご意向に沿った商品（補償）であるかをご確認いただくものです。合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 今回ご案内する商品の「加入プラン名称」と「補償の分野」は、以下のとおりです。○印のあるプランにご加入いただくことができます。

○印のあるプラン*以外からご加入いただくことはできません。 ※各プランの保険金額および保険料はパンフレットをご参照ください。

【補償の分野の一覧表】

ご案内する加入プラン等の名称	補償の分野	
AA、AB、ACセット BA、BB、BCセット A、B、C、Dセット	○	ケガにより死亡された場合、入院・通院された場合等に補償する保険（注）病気により死亡された場合、入院・通院された場合の補償はありません。
該当のセットはありません	—	ケガにより死亡された場合、ケガや病気により入院・通院された場合等に補償する保険
該当のセットはありません	—	ケガや病気により働けなくなった場合の収入等を補償する保険
P、Qセット	○	日常生活に起因する事故または特定の運動（例：ゴルフ）等に起因する事故による賠償責任等を補償する保険

2. 別紙の「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のSTEPに沿って、お客さまのご意向に合致した内容となっていること、加入申込票の記載内容に誤りがないことをご確認ください。

STEP 1	引受保険会社で把握（一部推定を含む場合があります）しましたお客さまのご意向は上記1.の【補償の分野の一覧表】の「補償の分野」に「○」のある補償です。この補償は、お客さまにとってご興味（ご意向）のある商品の場合、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄の「はい」にチェックしてください。
STEP 2	パンフレット等をご覧いただき、ご案内の商品の内容をご確認いただいた場合、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄の「はい」にチェックしてください。
STEP 3	パンフレット等をご確認いただいた後のこの補償に対するご意向はSTEP 1と比較して一致している場合、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄の「はい」にチェックしてください。

※STEP 1～STEP 3のすべてが「はい」の場合、お申込手続き（加入申込票等の記入）におすすみください。

STEP 4	お選びいただいた加入プランの「補償の分野」がお客さまのご意向に沿ったものであることをご確認いただいた場合、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄にチェックしてください。 ※万一、ご意向に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
STEP 5	被保険者の氏名、生年月日、年齢、性別、職業・職務等は、加入申込票等に記載のとおりで間違いなければ、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄にチェックしてください。 ※ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
STEP 6	他の保険契約等は、加入申込票等に記載のとおりで間違いがないことをご確認ください。また、健康状況告知が必要な場合の「被保険者の健康状況に関する質問事項（健康状況告知質問事項）」への回答は加入申込票等に記載のとおりで間違いなければ、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄にチェックしてください。
STEP 7	補償内容、保険金額、保険料、保険期間、保険料払込方法、被保険者（補償の対象となる方）の範囲は、加入申込票・パンフレット等に記載のとおりで間違いなければ、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄にチェックしてください。 ※「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。
STEP 8	ご提案の保険商品は今回の検討のプロセスを経て、お客さまご自身が確認された「最終的なご意向」に沿ったものとなっている場合、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」のご確認欄にチェックしてください。

「最終的なご意向」に沿った内容となっていることをご確認いただけたら、「意向チェックシート 兼 加入内容確認書」の申込人（加入者）ご確認欄にフルネームでご署名ください。

3. 次に該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救援者費用等補償特約	(a) 保険契約者(申込人) (b) 救援対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

(*1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものを用います。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約【オプションセット】およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会が保険契約者となる団体契約(明細付等契約)であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償		補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（標準型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険（標準型） 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 受託物賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

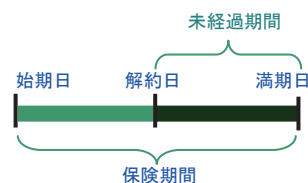
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

別記「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

ダイバープラス保険 中途加入保険料一覧表

■基本セット
●職種級別Aの場合

		AAセット	ABセット	ACセット
保険金額	傷害死亡・後遺障害	443万円	297万円	164万円
	携行品損害	40万円 (自己負担30,000円)	25万円 (自己負担30,000円)	15万円 (自己負担30,000円)
	キャンセル費用(*)	20万円	20万円	10万円
保険料 (一時払)	4月1日新規加入 (3月10日締切)	7,520円	5,060円	2,740円
	5月1日加入 (4月10日締切)	6,900円	4,650円	2,510円
	6月1日加入 (5月8日締切)	6,260円	4,210円	2,290円
	7月1日加入 (6月10日締切)	5,650円	3,800円	2,060円
	8月1日加入 (7月10日締切)	5,020円	3,370円	1,820円
	9月1日加入 (8月10日締切)	4,390円	2,950円	1,600円
	10月1日加入 (9月10日締切)	3,760円	2,540円	1,380円
	11月1日加入 (10月9日締切)	3,140円	2,110円	1,140円
	12月1日加入 (11月10日締切)	2,500円	1,690円	920円
	1月1日加入 (12月4日締切)	1,890円	1,260円	680円
	2月1日加入 (1月8日締切)	1,260円	850円	460円
	3月1日加入 (2月5日締切)	630円	410円	230円

●職種級別Bの場合

		BAセット	BBセット	BCセット
保険金額	傷害死亡・後遺障害	443万円	297万円	164万円
	携行品損害	40万円 (自己負担30,000円)	25万円 (自己負担30,000円)	15万円 (自己負担30,000円)
	キャンセル費用(*)	20万円	20万円	10万円
保険料 (一時払)	4月1日新規加入 (3月10日締切)	10,580円	7,110円	3,880円
	5月1日加入 (4月10日締切)	9,710円	6,530円	3,550円
	6月1日加入 (5月8日締切)	8,810円	5,920円	3,240円
	7月1日加入 (6月10日締切)	7,940円	5,340円	2,910円
	8月1日加入 (7月10日締切)	7,060円	4,740円	2,580円
	9月1日加入 (8月10日締切)	6,170円	4,150円	2,260円
	10月1日加入 (9月10日締切)	5,290円	3,560円	1,950円
	11月1日加入 (10月9日締切)	4,420円	2,970円	1,620円
	12月1日加入 (11月10日締切)	3,520円	2,370円	1,300円
	1月1日加入 (12月4日締切)	2,650円	1,780円	970円
	2月1日加入 (1月8日締切)	1,770円	1,190円	650円
	3月1日加入 (2月5日締切)	880円	590円	330円

■オプションセット (オプション補償は職種級別A・B共に同一保険料となります。)

		Pセット	Qセット
保険金額		日常生活賠償保険金額 1億円	受託物賠償責任保険金額 20万円 (自己負担5,000円)
保険料 (一時払)	4月1日新規加入 (3月10日締切)	1,620円	310円
	5月1日加入 (4月10日締切)	1,490円	280円
	6月1日加入 (5月8日締切)	1,350円	260円
	7月1日加入 (6月10日締切)	1,220円	230円
	8月1日加入 (7月10日締切)	1,080円	210円
	9月1日加入 (8月10日締切)	950円	180円
	10月1日加入 (9月10日締切)	810円	160円
	11月1日加入 (10月9日締切)	680円	130円
	12月1日加入 (11月10日締切)	540円	100円
	1月1日加入 (12月4日締切)	410円	80円
	2月1日加入 (1月8日締切)	270円	50円
	3月1日加入 (2月5日締切)	140円	30円

●中途でのご加入は、各月のお申込み締日までのお申込み、保険料払込(着金)につき、翌月1日午前0時から補償が開始します。満期は2027年4月1日午後4時です。

(※) 自己負担は1ページをご覧ください。

業務中プラン 中途加入保険料一覧表

		Aセット	Bセット	Cセット	Dセット
保険金額	傷害死亡・後遺障害 保険金額	1,000 万円	1,000 万円	500 万円	500 万円
	傷害入院保険金日額 ^(※)	10,000 円	7,500 円	5,000 円	4,000 円
	傷害通院保険金日額	5,000 円	5,000 円	3,000 円	2,000 円
	救援者費用等保険金額	400 万円	300 万円	200 万円	200 万円
保険料 (一時払)	4月1日新規加入(3月10日締切)	16,030 円	15,130 円	8,730 円	6,980 円
	5月1日加入(4月10日締切)	14,700 円	13,870 円	8,010 円	6,400 円
	6月1日加入(5月8日締切)	13,370 円	12,620 円	7,280 円	5,820 円
	7月1日加入(6月10日締切)	12,040 円	11,360 円	6,560 円	5,240 円
	8月1日加入(7月10日締切)	10,680 円	10,080 円	5,820 円	4,650 円
	9月1日加入(8月10日締切)	9,350 円	8,830 円	5,100 円	4,080 円
	10月1日加入(9月10日締切)	8,020 円	7,570 円	4,380 円	3,500 円
	11月1日加入(10月9日締切)	6,690 円	6,300 円	3,640 円	2,900 円
	12月1日加入(11月10日締切)	5,350 円	5,050 円	2,910 円	2,330 円
	1月1日加入(12月4日締切)	4,020 円	3,790 円	2,180 円	1,740 円
	2月1日加入(1月8日締切)	2,670 円	2,510 円	1,460 円	1,160 円
	3月1日加入(2月5日締切)	1,340 円	1,260 円	730 円	580 円

●中途でのご加入は、各月のお申込み締日までのお申込み、保険料払込(着金)につき、翌月1日午前0時から補償が開始します。満期は4月1日午後4時です。(各月締切日は上記一覧表をご確認ください。)

(※) 傷害手術保険金として、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

●運営団体

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会 DAN JAPAN事務局
〒231-0005 横浜市中区本町4-43 A-PLACE 馬車道 9階
TEL: 045-228-3066

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 有限会社 ジェートップ
TEL 03-6751-0369

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。



指定紛争解決機関 <注意喚起情報>

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 0570-022-808

- 受付時間 [平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>